

よこすか

くらしのニュース

2023
NO.157

- ◆悪質商法の被害に遭わないために……………1～3頁
- ◆消費生活相談窓口のご案内……………4頁

発行
横須賀市消費生活センター
横須賀市本町2丁目1番地
横須賀市立総合福祉会館2階
電話 046-821-1312
相談 046-821-1314
FAX 046-821-1315

悪質商法の被害に遭わないために

今回のくらしのニュースは、横須賀市消費生活センターや各地の消費生活センター寄せられたご相談、また、国民生活センターのこれまでの公表資料などから、最近「特に」要注意な消費者トラブルと、覚えておいていただくと悪質商法の被害に遭わないようにするための情報をまとめました。



1. 訪問購入

◆トラブル事例

- 「海外の戦地や地震の被災地などに送る冬物の衣類を買い取りたい」と、訪問購入業者から自宅に勧誘の電話があった。寒い地域の避難民に役立ててもらえばと思い、冬物の衣類をまとめて来訪を待っていたが、

来訪した訪問購入業者に「衣類はいらないので貴金属を見せてほしい」と言われた。我が家に売れるような貴金属はないと断り、冬物の衣類を被災地に届けてほしいと頼むと、「衣類は別のトラックで夕方以降取りに来る」と言い残して退去した。しかし結局引き取りのトラックが来ることはなかった。怪しいと思う。

◇アドバイス

・ 購入事業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと、当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。

もしも、このような購入事業者が予告無く突然訪問してきても、家に入れないようしましょう。

また、クーリング・オフ期間（法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間）は購入事業者に物品を引き渡さないようにしましょう。



られた。迷っていると、「このままでは、瓦が飛んで周りの家に迷惑をかける。今日なら材料があるので特別価格で契約できる」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめないと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない」と怒鳴られた。



◇アドバイス

・ 突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘するなど、悪質なケースもみられます。

最近は、市外から移転して来たばかりの業者が、会社名に「横須賀」と付けて、地元業者だから安心と言って契約を急がせる事例も見られます。トラブルを避けるためには、甘い言葉で即日の契約を勧められても、決してその場で契約しないようにしましょう。また、法定の契約書面を受け取ってから8日以内等の場合はクーリング・オフを行うことが出来ます。

2. 屋根や壁の点検商法

◆トラブル事例

・ 近所で工事しているという事業者が来訪し「お宅の屋根がめくれているのが見えた。屋根に登って点検する」と言うので依頼した。点検後、屋根が浮いている写真を見せ

3. 水回りのトラブル

◆トラブル事例

・トイレのタンクから水が漏れてきたので、あわててネットで検索した広告を見て修理業者を呼んだ。基本料金3,000円からと広告に書いてあったので、低料金で済むかと思ったら、実際には出張費や交通費がかかり十数万円の高額請求にビックリした。



◇アドバイス

・水漏れトラブルは、まず元栓を締め水を止めることが肝心です。いざという時に慌てない為に、自宅の元栓・止水栓の場所を確認しておきましょう。

修理依頼の際は、広告に表示された価格だけで済むと思わず、作業代金の目安の他、来訪だけでもお金がかかるのか等もあらかじめ確認しましょう。

来訪した業者から「配管を交換しないと直らない」等、当初の目的と異なることを勧められても、すぐに契約せずその場は応急処置に留めて、改めて他業者との複数見積りをするなど慎重に行動しましょう。市内

の管工事組合や横須賀市指定の上下水道工事事業者への相談も参考になります。

また、クーリング・オフ可能な場合があります。

4. 副業関連トラブル

◆トラブル事例

・SNSをきっかけとした「副業関連」の相談が、若者だけでなく年齢層を問わず増加しています。

SNSで知り合った人に勧められて始めた、「チャットで相談にのるだけのアルバイト」で、次々と手続料を支払わされた。「レンタル彼氏」に登録したが収入は得られず、月額サイト利用料だけを支払わされている。などの事例が見られます。

◇アドバイス

・SNSで知り合った人が本当に信用できる相手なのか慎重に判断しましょう。また、「もうかる」、「損をしない」等の言葉をうのみにせず、仕組みや実態が分からなければ契約しないようにしましょう。



【消費者トラブルを近寄らせないために】

以上、横須賀市内で最近目立って増えている消費者トラブル事例を紹介しました。どの消費者トラブルにも言えることですが、悪質業者は消費者の不安な気持ちをあおっては大切な財産を奪っていきます。悪質業者と関わる機会をなるべく減らすために、玄関のドアに「悪質商法お断り」と書いてあるシールを貼ったり、迷惑電話撃退機能付きの電話を使用したりすることが有効です。契約トラブルで不安に思ったときは、決してひとりで抱え込まないで、できるだけ早く周囲の方や消費生活センター等に相談しましょう。



(参考) 独立行政法人 国民生活センター
—貴金属の訪問購入トラブル等— [2022年4月11日:公表] ほか イラスト提供:神奈川県2013、いらすとや

消費生活に関する相談窓口のご案内

横須賀市消費生活センター（横須賀市にお住まいの方のみ）

相談受付時間：月曜から金曜（年末年始・土・日・祝休日を除く）
午前9時～午後4時

電話番号：046-821-1314

※土曜日のご相談は

かながわ中央消費生活センターへ

相談受付時間：月曜から金曜
(年末年始・祝休日を除く)

午前9時30分～午後5時

土曜日

午前9時30分～午後4時30分

電話番号：045-311-0999

